



平成 26 年 1 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社トランスジェニック  
代表者名 代表取締役社長 福永 健司  
(コード番号 2342 東証マザーズ)  
問合せ先 取 締 役 船 橋 泰  
(電話番号 03-6693-9571)

### 訴訟の提起（控訴）に関するお知らせ

平成 25 年 10 月 30 日付「訴訟の判決に関するお知らせ」にてお知らせしました判決について、株式会社 GMJ（以下「原告」）から同判決を不服として控訴が提起され、控訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

1. 控訴提起がなされた裁判所及び年月日  
(1) 裁判所：大阪高等裁判所  
(2) 年月日：平成 25 年 11 月 22 日（控訴状送達日 平成 26 年 1 月 28 日）
2. 事件の表示  
大阪高等裁判所平成 25 年（ワネ）第 270 号 損害賠償請求控訴事件
3. 控訴人  
(1) 商 号：株式会社 GMJ  
(2) 所在地：兵庫県神戸市中央区港島南町一丁目 5 番 1  
(3) 代表者：代表取締役 阪井寛史
4. 被控訴人  
当社及び当社代表取締役ほか従業員 2 名
5. 控訴の内容  
(1) 原判決中、控訴人敗訴部分の取消し  
(2) 被控訴人らに対する 4 億円の損害賠償請求及び経過利息の支払請求  
(3) 訴訟費用の被控訴人負担
6. 訴訟の提起から控訴の提起に至るまでの経緯  
株式会社 GMJ は、第一審において、原告の前臨床試験受託事業に従事していた元役員及び従業員が原告より当社へ移籍したことが、原告の前臨床試験受託事業の顧客奪取を目的とした違法行為であり、これにより原告が収益機会を喪失したと主張して、当社及び元役員らに対し、連帯して 4 億円の損害賠償の請求しており、当該 4 億円の損害賠償債務の存否が本件訴訟の主たる争点となっております。神戸地方裁判所において審理されていた第一審は、平成 25 年 10 月 30 日に判決言い渡しがあり、原告の主たる請求である 4 億円の損害賠償請求は棄却されました。本件控訴は、原告がこの判決を不服として、大阪高等裁判所に対し控訴を提起したものです。
7. 今後の見通し  
一審判決では当社の主張が概ね認められましたが、控訴審におきましても、引き続き当社の正当性を主張

してまいります。

また、現時点では当社の業績への影響はないものと考えておりますが、今後開示すべき事象が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上